（規模の基準）

第十一条　法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートル（次条第二号イただし書に規定する場合にあっては、十八平方メートル）とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

（構造及び設備の基準）

第十二条　法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次のいずれにも該当すること。

イ　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること。

ロ　地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

二　次のいずれかに該当すること。

イ　各戸が台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない。

ロ　居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準を満たすものであること。

（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

第十三条　法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

（賃貸の条件に関する基準）

第十四条　法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十五条　都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十六条　市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（登録事項等の変更の届出）

第十七条　法第十二条第一項の規定による変更の届出は、別記様式第二号による登録事項等変更届出書により行うものとする。

2　法第十二条第二項の国土交通省令で定める書類は、添付書類のうちその記載事項が変更されたものとする。

（登録事項の公示方法）

第十八条　法第十六条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

（家賃債務保証業者の要件）

第十九条　法第二十条第二項の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一　法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）

二　前号に掲げる者のほか、家賃債務の保証を適切かつ確実に実施することができる者として国土交通大臣の登録を受けているもの

（保険価額に乗じる割合）

第二十条　法第二十条第三項の国土交通省令で定める割合は、百分の七十とする。

（保険金の支払の請求期間）

第二十一条　法第二十条第六項の国土交通省令で定める期間は、一年とする。

（登録事務の引継ぎ）

第二十二条　都道府県知事は、法第二十五条第三項に規定する場合にあっては、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　登録事務を指定登録機関に引き継ぐこと。

二　登録簿及び登録事務に関する書類を指定登録機関に引き継ぐこと。

三　その他都道府県知事が必要と認める事項

（登録事務規程の記載事項）

第二十三条　法第三十条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録事務を行う時間及び休日に関する事項

二　登録事務を行う事務所に関する事項

三　手数料の収納の方法に関する事項

四　登録事務の実施の方法に関する事項

五　登録の結果の通知に関する事項

六　登録簿並びに登録事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七　その他登録事務の実施に関し必要な事項

（帳簿）

第二十四条　法第三十一条第一項の登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　登録の申請をした者の氏名又は名称及び住所

二　登録の申請に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置

三　登録の申請を受けた年月日

四　登録又は拒否の別

五　拒否の場合には、その理由

六　登録を行った年月日

七　登録番号

八　登録の内容

九　その他登録事務に関し必要な事項

2　前各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ指定登録機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十一条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3　指定登録機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、登録事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。